多様な集団活動事業の利用支援事業申請の手引き
【令和7年度版】

幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（以下、「本事業」とする。）は、地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その**利用料の一部**を給付します。この手引きでは、給付を受けるために必要な手続きについてご案内します。申請の際には必ずこの手引きをお読みいただき、必要書類等に不足が無いようにしてください。

もくじ

1. 給付を受けられる方……2
2. 申請の流れ……3
3. 利用証明書の記入依頼について……4
4. 申請書の記入方法……6
5. 申請書受付期間と送付上の注意点……10
6. 提出先……10
7. よくある質問……11
8. お問合せ先……12

申請に必要な様式のダウンロードや対象施設等一覧は下記ウェブサイトへ

≪横浜市ウェブサイト≫

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/kd-tayouna.html

発行元　横浜市こども青少年局保育・教育給付課

1. 給付を受けられる方

横浜市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間 39 週以上利用し、当該利用日の属する月（以下、「当該利用月」とする。）の**初日に在籍している満3歳以上の小学校就学前の幼児**です。

【要注意！】

当該利用月において子育てのための施設等利用給付（無償化給付）を受けている、または受ける予定のある幼児は、対象外となりますので、ご注意ください。

★子育てのための施設等利用給付（無償化給付）とは・・・

主に下記ウェブサイトの事業になります。

≪横浜市ウェブサイト≫
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/sisetutouriyouhi.html

2. 申請の流れ

①利用料の支払い

◆施設に対して、施設所定の利用料をお支払いください。

②利用施設に「利用証明書」の発行を依頼する（P.4～P.5）

◆「利用証明書」の用紙は横浜市ウェブサイトにございます。
　これを印刷し、保護者記入欄を記入後、施設に対して利用証明書の記入を依頼してください。
※具体的な依頼方法等は施設に確認してください。

③横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書を記入する（P.6～P.9）

◆「横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書」（以下「申請書」）用紙は横浜市ウェブサイトにございます。
　これを印刷し、申請者・幼児の氏名、利用施設、申請額、振込先口座情報等必要事項を記入し、申請書を作成してください。

④「利用証明書」と「申請書」をまとめ、横浜市に申請する（P.10）　【申請月　年2回：11・5月】

◆②で施設から発行された「利用証明書」と、
　③で記入した申請書をまとめて横浜市に提出してください。
　審査後、指定の金融機関の口座に給付費が振り込まれます。
（給付額については、申請者宛に送付される「横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書（第5号様式）」をご確認ください。）

3. 利用証明書の記入依頼について

本事業の申請にあたり、「利用証明書」等を添付する必要があります。
書類不備や記入事項に不足があった場合は給付ができませんので、必ず施設に記入依頼をしてください。

(1)依頼方法

横浜市ウェブサイトから「利用証明書」を印刷し、保護者記入欄に次の事項を記入した上で、利用した施設に施設記入欄の記入を依頼してください。
※依頼方法等は施設ごとに異なります。施設に確認してください。

ア 保護者氏名
イ 続柄
ウ 幼児氏名
エ 証明希望年月日(例:R〇／4月～R〇／9月)
オ 連絡先電話番号(任意)

※ 利用証明書に不足や不備があると再提出となります。(提出前に内容のご確認をお願いいたします)

☆よくある不足不備の例☆

- 修正テープや修正液、消せるボールペンの使用
  (訂正する場合は、二重線と保護者欄は保護者、施設欄は施設の訂正印です。)
- 確認事項の☑がない
- 利用年月の相違、「対象費用(A)＋対象外費用(B)=領収金額」の計算が合わない
- 作成年月日の誤記載
- 施設情報の誤り(施設情報は横浜市が公示しているとおりです)
- 施設印がない

(2)記入方法

保護者記入欄

利用証明書

幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

保護者氏名	**横浜　太郎**	幼児との続柄 **父**	幼児氏名	**横浜　花子**
証明希望年月	R ○ / **4**月～R ○ / **9**月		連絡先電話番号（任意）	**080-1234-5678**

※横浜市への申請によって本事業の支援を受けられるのは、横浜市民のみです。

↑保護者記入欄（①太枠内を記入、②施設に以下の記入を依頼、③横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書を添えて横浜市宛に申請してください。）

下記利用年月において、施設等利用給付（無償化給付）を受けている又は受ける予定のある場合は、本事業の対象外となりますのでご注意ください。

記入内容について利用施設に確認する場合がありますので、ご了承ください。

↓施設・・・保護者からの依頼に基づき下記内容をご記入後、右下に施設名等を記入・押印してください。

施設記入欄

4. 申請書の記入方法

対象費用となるのは施設に実際に支払った利用料です。

（1） 使用する申請書
横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書（第４号様式）

（2） 申請額計算方法
ア その月に対象施設等に実際に支払った利用料：A 円
イ 給付基準額：B 円
→A 円、B 円を比較して少ない方の金額が申請額になります。

注意横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書の内容をもとに横浜市で審査を行い、給付額を決定しますので、申請額と給付額が一致するとは限りません。あらかじめご了承ください。

【～横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書の記入にあたっての留意事項～】
・消えるボールペン、修正液の使用はしないでください。
・訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。
・原則、口座名義人は申請者にしてください。 口座名義人を申請者以外の名義にする場合は、委任欄に申請者氏名を記入の上、印鑑の押印をお願いします。

（3）　申請書記入例

利用証明書

幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

保護者氏名	横浜　太郎	幼児との続柄	父	幼児氏名	横浜　花子
証明希望年月	R　〇　/　4月～R　〇　/　9月			連絡先電話番号（任意）	080-1234-5678

※横浜市への申請によって本事業の支援を受けられるのは、横浜市民のみです。

↑保護者記入欄（①太枠内を記入、②施設に以下の記入を依頼、③横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書を添えて横浜市宛に申請してください。）

下記利用年月において、施設等利用給付（無償化給付）を受けている又は受ける予定のある場合は、本事業の対象外となりますのでご注意ください。

記入内容について利用施設に確認する場合がありますので、ご了承ください。

第４号様式（第 10 条関係）

申請日　**令和〇**　年　**11**　月　**5**　日

横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書

（宛先）横浜市長

【申請にあたって同意していただく事項】
1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等が有する学齢簿の類、徴収金台帳等を横浜市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために横浜市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。
4. 対象月に教育・保育給付及び施設等利用給付（無償化給付）を受けていない、または受ける予定が無いこと。
5. 対象月に企業主導型保育事業を利用していないこと。

以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1．申請者について記入してください。

フリガナ	ヨコハマ　タロウ	申請幼児との続柄	①父　2母　3その他（　） ※1 該当番号を〇で囲い、その他の場合は()内も記載して下さい。	現住所	〒231－0005 横浜市中区本町 6－50－10
氏名	横浜　太郎				
生年月日	平成2年　1月　4日	連絡先	080-1234-5678		

2．申請幼児について記入してください。（※1）

フリガナ	ヨコハマ　ハナコ	現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒　－
氏名	横浜　花子		
生年月日	令和〇年　4月　2日		

※1　対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

3．申請コードの記入をしてください。（2回目の申請以降の方のみ記入をお願いします。）（※2）

申請コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3

※2　横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書（第５号様式）で記載があった番号を記入してください。

4．利用した施設等を記入してください。

施設・事業名	みなと保育園

5．申請額を記入してください。

対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a)（※3）	申請額（aとbを比較して小さい方(c)）	対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a)（※3）	申請額（aとbを比較して小さい方(c)）
①令和 〇 年 4 月	30,000	20,000	④令和 〇 年 7 月	30,000	20,000
②令和 〇 年 5 月	30,000	20,000	⑤令和 〇 年 8 月	30,000	20,000
③令和 〇 年 6 月	30,000	20,000	⑥令和 〇 年 9 月	20,000	20,000
月額基準額（b）（※4）	20,000 円				

※3　上記で記入した利用料を支払ったことを証明する書類（利用証明書等）を添付してください。
※4　月額基準額は、施設が発行する利用証明書等で記載があった額を記入してください。

第５号様式（第 11 条関係）

第１００号
令和３年 12 月 20 日

横浜　太郎　様

横浜市長

横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書

令和３年 11 月５日付けで申請がありました横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る給付金について、次のとおり支給しますので、横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 11 条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名	横浜　太郎		
申請幼児の氏名及び生年月日	横浜　花子 平成 28 年３月 10 日生		
支給額	120,000 円	支給対象月	4.5.6.7.8.9 月
支払予定日	令和４年１月 12 日		
申請コード（※）	123456789123		
備　考			

※申請コードは、２回目以降の申請の際に申請書に記載していただく必要がありますので、番号の保管をお願いします。

申請書一部抜粋

1．申請者について記入してください。

ﾌﾘｶﾞﾅ	ヨコハマ　タロウ	申請幼児との続柄	①父　2母 3その他（　）	現住所	〒231－0005 横浜市中区本町 6－50－10
氏名	横浜　太郎				
生年月日	平成2年　1月　4日	連絡先	080-1234-5678		

2．申請幼児について記入してください。　（※１）

ﾌﾘｶﾞﾅ	ヨコハマ　ハナコ	現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒　－
氏名	横浜　花子		
生年月日	令和○年　4月　2日		

※１　対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

3．申請コードの記入をしてください。（2回目の申請以降の方のみ記入をお願いします。）　（※２）

申請コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3

※２　横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書（第５号様式）　ください。

2回目以降の申請から記入をお願いします。

利用証明書一部抜粋

…額に基づき下記内容をご記入後、右下に施設名等を記入・押印してください。

【…の記入をお願いします。）】

☑ 横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設であること
☑ 施設が開所する概ね全ての日において利用可能な契約幼児であること
☑ 利用月の初日に対象幼児が在籍していること

対象幼児の月額基準額…月額　20,000　円／幼児１人

※横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（第２号様式）を参照してください。

利用年月				利用料（A）（対象費用）	対象外費用（B）	領収金額（A）＋（B）
R	O	年	4	月	30,000 円	5,000 円	35,000 円
R	O	年	5	月	30,000 円	5,000 円	35,000 円
R	O	年	6	月	30,000 円	5,000 円	35,000 円
R	O	年	7	月	30,000 円	5,000 円	35,000 円
R	O	年	8	月	20,000 円	5,000 円	25,000 円
R	O	年	9	月	20,000 円	5,000 円	25,000 円

対象外費用・・入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）

申請書一部抜粋

5．申請額を記入してください。

対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a)（※３）	申請額（aとbを比較して小さい方(c)）	対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a)（※３）	申請額（aとbを比較して小さい方(c)）
①令和 O 年 4 月	30,000	20,000	④令和 O 年 7 月	30,000	20,000
②令和 O 年 5 月	30,000	20,000	[illegible]令和 O 年 8 月	20,000	20,000
③令和 O 年 6 月	30,000	20,000	[illegible]和 O 年 9 月	20,0[illegible]	20,000
月額基準額（b）（※４）	20,000 円				

※３　上記で記入した利用料を支払ったことを証明する書類（利用証明書等）を添付してく…
※４　月額基準額は、施設が発行する利用証明書等で記載があった額を記入してくださ…

（※５）　…ー等）を添付してください。

銀行　信用金庫　…　支店　出張所

0　1　口座番号　…　☑普通　□当座

…）を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

…を委任します。　印

申請額計算方法

対象施設等に支払った月額利用料(a)：
30,000 円

月額基準額(b)：
20,000 円

(a)と(b)を比較して少ない方が給付額(c)：
20,000 円

「申請額」をもとに横浜市で審査を行いますので、「申請額」と実際の給付額が異なることがあります。

5. 申請書受付期間と送付上の注意点

【令和7年4月～令和8年3月の利用月の受付期間】

申請書受付期間(最終日消印有効まで)	利用月(目安)	支払い予定日
R7 11/1(土)～ 11/30(日)	R7.4～R7.9	1月中旬
R8 5/1(金)～ 5/31(日)	R8.10～R7.3	7月中旬

※不足・不備等審査にお時間をいただいている申請に関しましては、上記支払い予定日より一ヶ月以上遅れることになります。

【Q. 提出締切日に書類提出が間に合わない場合はどうすればいいのか？】

申請期限は利用月の末日から5年後です。
(例:令和5年4月利用分の申請期限は令和 10 年4月末日(消印有効)となります。)
施設からの利用証明書等の交付が遅れた場合や、申請を忘れていた場合など、
申請書の提出が受付締切以降であっても、期限以内にご申請いただければ本事業の給付は受けられます。
次回の申請期日までにご提出ください。

【必ず提出前に下記事項を確認してください！】

①「申請書」の振込口座情報は口座名義まで間違いなく記載しましたか？

通帳・キャッシュカードのコピーなど、口座情報(金融機関名、金融機関番号、支店名、支店番号、口座番号、口座名義人(カナ氏名))がわかる資料を添付してください。

②送付書類に不足はありませんか？

必要書類は「申請書」「利用証明書」「口座情報確認用資料」の3点です。

③送付書類一式はコピーを取りましたか？

振込先の口座など、後から確認のお問合せをいただいてもお答えしかねる情報もございます。
提出された書類は返却ができませんので、お控えを保管することをおすすめします。

6. 提出先

〒231-0015　横浜市中区尾上町1－8 関内新井ビル9F

横浜市こども青少年局保育・教育給付課　多様な集団活動事業の利用支援事業給付担当

※申請先は区役所・市庁舎ではありません。お間違いのないようご確認ください。
窓口は用意していないため、提出は郵送でのみ受付をしております。

7. よくある質問

Q1 施設からの利用証明書等の提出が遅れ、受付期間内に提出することが出来なかった。
この場合は、給付が受けられないのか？

A1 受付期間を過ぎた場合でも、給付は受けられます。次回の受付期間までにご提出ください。
なお、受付期間外に提出された場合は、次の受付期間分として審査いたします。
例：4～9月分の利用料を 11 月に申請できなかった場合
⇒書類を揃えたうえで、5月の受付期間までにご提出ください。

Q2 給付はいつまで申請できますか？

A2 給付の申請期限は利用月の翌月1日から5年間です。
（例：令和5年4月に利用した分の申請期限は令和 10 年4月末日（消印有効）となります。）

Q3 子育てのための施設等利用給付（無償化給付）を受けていますが、対象となりますか。

A3 給付を受けている当該月は、対象外です。また、受ける予定の場合も対象外となります。

Q4 月途中の転出や、退園があった場合の給付額はいくらですか。

A4 給付金の支給は幼児が対象施設等を利用した月の月初における在籍の有無で判定しますので、月の途中に転出又は退園等をした場合でも利用料と給付基準額（※）のいずれか低い方を給付します。
※日割り計算は行いません。
なお、月途中の入園は対象外です。

Q5 対象施設等を利用したままで、月途中の転出入があった場合は、両方の市町村に申請をするのですか。

A5 給付金の支給は幼児が対象施設等を利用した月の月初における在籍の有無で判定します。月初に住民票（住所）のあった市町村に申請してください。

Q6 市外施設に通っている場合、申請方法は異なりますか？

A6 市外施設に通っている場合でも横浜市在住の方は、この手引きのとおりに申請してください。

Q7 現在事情があり、横浜市外に住民票を置いたまま横浜市内に住んでいます。横浜市に申請できますか。

A7 横浜市内に住民票がない場合は申請できません。住民票のある市町村で申請してください。

Q8 「横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援支給決定兼支払通知書」を紛失してしまい、申請コードがわからないので、再度送ってもらうことはできますか。

A8 再送はできません。「3. 申請コード」は空欄のまま、提出してください。

8. お問合せ先

制度に関すること、書類の書き方などは、専用ダイヤルへ

専用ダイヤル

電話：045-840-6064　FAX：045-211-4253

開設日時：午前８時から午後８時まで、12 月 28 日～１月３日を除く毎日

支給申請書在中

〒231-0015
横浜市中区尾上町１－８　関内新井ビル９F
横浜市こども青少年局保育・教育給付課
　多様な集団活動事業の利用支援事業給付担当　行

※市販の封筒で請求を行う際に上記を切り取りお使いください。